

会議運営に関する事項の確認

平成 23 年 2 月 9 日

多摩市長等政治倫理審査会決定

1 会議の開催について

審査会の会議は、市民から調査請求があったときの会議以外に、少なくとも年度 1 回は開催し、政治倫理に関する意見交換、情報交換等を行うものとする。

2 議事録について

会議の記録は無記名の「要点記録」とする。確認については、原則、次回会議の前までに各委員へ案を送付し、次回会議において了承を得るものとする。

なお、市民から調査請求があったときの会議以外の場合においては、各委員へ案を送付し、追加修正等の有無を確認した上で、必要に応じて追加修正したものを会長決裁で確定とする。

3 会議及び会議資料の公開について

(1) 会議は条例第 6 条第 5 項の規定により公開とする。ただし、出席委員の 2/3 以上の同意があるときは非公開とすることができる。

(2) 会議の開催情報については、可能な限り、たま広報・公式ホームページ等で周知を図るものとする。

(3) 議事録（要点記録）及び会議資料は、原則として会議終了後、公式ホームページや行政資料室等において公開するものとする。

なお、非公開とした会議の議事録（要点記録）及び会議資料は、この限りではない。

4 傍聴者への対応について

(1) 傍聴者へは、委員と同様の会議資料を配付し、会議終了後に回収するものとする。

(2) 傍聴者の写真撮影、録音等は原則禁止とする。

(3) 傍聴者からの発言は認めない。ただし、会議終了後、感想等についてアンケートを実施し、その内容については委員へ参考として配付する。

5 その他

上記事項に定めのない事項または上記事項の内容変更については、会長が審査会に諮って定める。